

公益社団法人大阪社会福祉士会 広報規程

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）の普及啓発に資するため、本会が発行する広報紙及びホームページの管理・運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 広報紙

(広報紙)

第2条 本会は、本会会員（以下「会員」という。）に情報を伝達するために広報紙を発行することができる。

(発行責任者)

第3条 広報紙の発行責任者は本会会長とする。

(編集責任者等)

第4条 広報紙の編集責任者は、本会会長が指名した理事（以下「担当理事」という。）とする。

2 本会事務局長は、運用責任者とし、担当理事を補佐し、広報紙の発行に関する実務及び調整等を行う。

(広報紙の名称)

第5条 広報紙は「なにわだより」と称する。

(広報紙の発行時期)

第6条 広報紙の発行は原則として月1回、毎月1日とする。

(広報紙の編集)

第7条 広報紙の編集は、担当理事及び各支部より推薦された編集担当者（以下「編集担当者等」という。）によって行う。

(広報紙記事の依頼)

第8条 広報紙への掲載記事は、当該広報紙の編集方針に基づき、本会事務局が執筆者に依頼するものとする。

2 執筆者には報酬を支払わない。

(掲載基準)

第9条 掲載する情報は、次に掲げる各号のいずれかであることとする。

(1) 本会が総会・理事会等において決定した情報

- (2) 支部活動に関する情報
- (3) 会員に有益であると思われる情報
- (4) 一般社会及び市民に周知することが有益であると思われる情報
- (5) その他、発行責任者が掲載する必要があると認めた情報

(広報紙への投稿)

第10条 会員は、広報紙へ投稿することができる。ただし、次の各号に定められた内容のものとは掲載しない。

- (1) 会員個人の利益に結びつくもの
 - (2) 特定の政党、宗教、営利団体と結びついたもの
 - (3) 特定の個人または団体を誹謗中傷するもの
 - (4) 本会に著しい損害を与える可能性があるもの
 - (5) その他、編集責任者が不適当と認めるもの
- 2 掲載時期は、編集担当者等の判断による。投稿した者は掲載時期を指定することはできない。

(広 告)

第11条 広報紙には、広告を添付及び掲載することができる。広告を希望する法人及び団体は本会事務局に申し込まなければならない。

- 2 広告料は添付の場合はA4以下1枚にあたり3万円、掲載の場合はA4上下1／4の場合2万円、さらに左右に1／2にした場合1万円とする。
- 3 下記にあてはまる広告は掲載しない。
- (1) 個人の広告
 - (2) 公序良俗に反する広告
 - (3) 虚偽、あるいは誤った情報に基づく広告
 - (4) その他、編集責任者が不適切と判断したもの

(送付先)

第12条 広報紙の送付先は、下記のとおりとする。

- (1) 正会員、賛助会員及び名誉会員
- (2) 広告掲載団体
- (3) その他、編集責任者が必要と認めた者

第3章 ホームページ

(ホームページ)

第13条 ホームページは、本会の会務運営の基本方針及び取り組み事業等について、会員及び一般市民に対して正確・迅速に伝達することを目的として開設する。

(統括責任者)

第14条 本会ホームページの管理・運営を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）

は、本会会長とする。

(編集責任者等)

第15条 本会ホームページの編集責任者及び管理・運営の実務面を担当する責任者については、第4条に定める担当理事及び本会事務局長とする。

(ホームページの編集者)

第16条 ホームページの編集は、第7条に定める広報紙の編集担当者等が行う。

(準用)

第17条 ホームページの編集においては、第9条及び第10条の規定を準用する。

(掲載情報の中止又は削除)

第18条 統括責任者は、掲載された内容を不相当と判断した場合には、掲載した情報の中止又は削除をすることができる。

(システムの管理)

第19条 統括責任者は、ホームページの改ざん、データの滅失、漏洩、サーバーへの不正アクセス及びウイルス感染等の防止を行うため、バックアップ及びセキュリティ対策に万全を期するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第20条 統括責任者は、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に基づき、本会ホームページに掲載する個人情報及び本会ホームページを通じて収集した個人情報を適切に管理しなければならない。

(運用)

第21条 ホームページは、常時利用できるよう運用する。ただし、データのバックアップ、機器の保守等の必要があるときは、一時停止することができる。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会広報規程（2007年12月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会広報規則（2004年4月1日制定）は、廃止する。